

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間及び 63 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 2 月から同年 6 月まで
② 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで
③ 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、昭和 58 年 1 月に勤めていた会社を辞め、失業保険受給後の同年 7 月から現在の会社に非常勤として勤務しているが、60 年末か 61 年始めに市役所から、「年金制度の話があるので来て下さい。」との通知が届き、出席した市役所における年金説明会で「年金制度の法律改正に伴って、年金受給の有無にかかわらず満 60 歳まで国民年金保険料を納付して下さい。」との説明を受け、この時点で、58 年から 60 年までの 2 年間の未納分を、後日届いた掛金用紙で保険料を納付したはずで、保険料の納付を任せていた妻に未納が無いのに、私だけに未納があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張している年金制度説明会については、A 市の当時の担当者の証言から、昭和 60 年 4 月に各地区で、同年 8 月及び 61 年 2 月に市役所で行われたことが確認できること、また、社会保険庁の記録上、申立人の 58 年度の国民年金保険料が過年度納付されていることから、申立人が 60 年 8 月以降に国民年金へ再加入したものと推認できる上、申立期間②については、再加入時期から見て時効となっていない 58 年 7 月から 59 年 3 月までを過年度納付し、60 年 4 月からは現年度納付しているにもかかわらず、過年度納付できる当該期間を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間③については、社会保険庁の記録上、社会保険事務所において昭和 63 年 6 月 6 日に納付書が発行されたことが確認でき、過年度納付でなければ保険料を納付できないが、当該期間は 3 か月の短期間であり、妻も保険料を納付している上、申立人は 58 年度の保険料の一部を過年度納付していることから、当該期間の保険料も過年度納付した可能性も否定できない。

一方、申立期間①については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身が保険料の納付に直接関与しておらず、その妻から聴取しても保険料の納付時期等についての記憶が定かではない上、社会保険庁の記録及び A 市の「国民年金被保険者得喪・納付記録書」では未納となっているとともに、昭和 60 年度の年金説明会の時点では、時効により納付できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間及び 63 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成15年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年11月1日から同年12月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、給与支払明細書のとおり、平成15年11月分の給与から、厚生年金保険の保険料が控除されていたことは間違いないので、同年11月から厚生年金保険の被保険者加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所の雇用保険被保険者記録、給与支払明細書及び月別給与リストの記録により、申立人が申立期間について当該事業所に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、資格取得日を平成15年11月1日とすべきところ、同年12月1日と誤って届け出たものと思われると回答していることから、その結果、社会保険

事務所は、申立人に係る同年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する平成6年10月1日から7年9月30日に係る標準報酬月額算定基礎届を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、44万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から7年9月30日まで

平成6年10月1日から7年9月30日までの期間について、厚生年金保険とA厚生年金基金の標準報酬月額が相違していることがわかった。同基金の厚生年金基金加入員台帳及び厚生年金基金加入員標準給与月額算定基礎届を提出するので、標準報酬月額の確認・訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A厚生年金基金の加入員台帳から、申立人は、申立期間について、申立人が主張している標準報酬月額44万円に相当する厚生年金基金の掛金を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、申立てに係る事業所から提出された厚生年金基金加入員標準給与算定基礎届には、44万円と記載されており、同事業所は、申立てどおりの届出を行っていたことが確認できる上、当該基金では、厚生年金保険及びA厚生年金基金の届出様式は複写式であったと回答しており、社会保険庁と当該厚生年金基金の記録が相違するとは考え難く、社会保険庁側の事務処理に誤りがあった可能性も否定できない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該基金の加入員台帳における申立人の申立期間の記録から 44 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月及び同年 8 月、58 年 7 月から同年 9 月までの期間、62 年 3 月及び同年 4 月並びに平成 4 年 6 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 7 月及び同年 8 月
② 昭和 58 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 62 年 3 月及び同年 4 月
④ 平成 4 年 6 月から同年 8 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料は、私の妻が私の分と一緒に、隣組の集金人に納付していた。

申立期間について、妻の国民年金保険料は、納付済みとされているにもかかわらず、私の分の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その妻が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身が保険料納付に直接関与していない上、その妻から聴取しても、保険料の納付時期、保険料額等の記憶が定かではなく、保険料の納付状況が不明である。

また、いずれの申立期間についても、申立人が所有する年金手帳に記載されている国民年金の資格取得及び喪失の記録は、社会保険庁の国民年金被保険者台帳及びA市の被保険者名簿の記録と一致しており、申立期間当時に、国民年金の資格取得の手続が行われたことが確認できない。

さらに、社会保険庁の記録上、平成 8 年度に、申立期間について、国民年

金の記録が未加入から未納期間に訂正されており、この時点では、時効により保険料を納付できない。

加えて、申立人は、市町村を越える住民票の異動がなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形厚生年金 事案 160

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月から 33 年 8 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間についてA事業所に勤めており、厚生年金保険に加入していたはずなので、調査確認の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

しかし、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても具体的な勤務の期間や保険料控除の状況等についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料を控除されていた事実は確認できない。

また、当該事業所では、「当社が保管する申立期間当時の人事記録関係及び厚生年金保険被保険者の資格取得届、同喪失届の資料に申立人の記録が無い。」旨を回答しており、申立てを裏付ける証言等は得られなかった。

さらに、申立人は当該事業所における当時の上司や同僚等を記憶していないことから、昭和 32 年に当該事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者で、申立人が主張する賃金等が同一の元同僚に照会したが、申立人についての記憶が無い旨を証言している。

なお、当該事業所によると、「申立期間当時、当社では、試用期間中は厚生年金保険に加入させていなかった。また、社会保険事務所への届出書等の

残存資料から判断すると、季節労働者やアルバイト・パート要員は加入させていなかったと推認される。」との説明があった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。